

## 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から8%から10%へと引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされました。

板橋区の令和4年度普通会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【 歳 入 】	地方消費税交付金（消費税増収分）	8,513,324 千円
【 歳 出 】	社会保障施策に要した経費	139,835,899 千円

単位：千円

項 目		4 年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・都 支出金	区債	その他		うち 地方消費税交付金 (消費税増収分)
社会福祉 社会保険	社会福祉費	33,413,756	19,352,320	0	50,782	14,010,654	7,726,693
	老人福祉費	17,194,934	1,933,567	0	106,267	15,155,100	
	児童福祉費	43,438,928	20,959,418	0	1,388,480	21,091,030	
	生活保護費	34,285,690	25,833,248	0	0	8,452,442	
	小 計	128,333,308	68,078,553	0	1,545,529	58,709,226	
保健衛生	保健衛生費	11,198,750	5,332,183	0	167,265	5,699,302	786,631
	結核対策費	28,675	14,478	0	0	14,197	
	保健所費	275,166	1,477	0	7,369	266,320	
	小 計	11,502,591	5,348,138	0	174,634	5,979,819	
合 計		139,835,899	73,426,691	0	1,720,163	64,689,045	8,513,324